

2026年2月

「ジョイントベンチャーにおける仲裁契約の検討—デッドロック解消策としての評価—」

第10期 客員研究員

氏名 伏見 亮太

## 要約

2社以上の株式会社が出資することで形成される株式会社形態のジョイントベンチャー(JV)において、当該JVの株主又は取締役が二派に分裂することで、JVの意思決定がなし得なくなるデッドロック状況をどのように解消すべきか。この点につき、JVを形成する際に作成するJV契約に仲裁条項を入れ、デッドロック状況が生じた際に、仲裁人によって当該状況を打開する方法がある。しかしながら、日本法においては、仲裁条項を作成する上での問題点、及びその解決策についての議論はなされていない。そこで、当該議論が進んでいる米国法を参照するとともに、実際のJV契約の契約条項を検討することによって、日本法の示唆を得ることを目的とする。

本稿では、仲裁条項を作成する上での様々な問題点を検討するうえで、特に、仲裁が訴訟よりも時間・費用を節約する紛争解決手段であるという利点を生かすために、どのような点に留意すべきかという問題に焦点を当てている。検討の結果、当該利点を生かすためには、証拠等の開示の範囲が重要であることが明らかになった。仲裁契約において、証拠等の開示の範囲を広くすると、審問(hearing、米国民事訴訟におけるtrialに相当する手続)における不意打ち、不要な証拠提出・証人尋問が防止されることによる時間・費用の節約効果が生まれる。その一方で開示手続そのものに要する時間・費用が増大する。これに対し、開示の範囲を狭くすると、開示手続そのものに要する時間・費用は節約できるが、不意打ち、不要な証拠提出・証人尋問が発生することによる時間・費用の増大が生じ得る。

実際の仲裁契約では、証拠等の開示の範囲を広くして、不意打ち、不要な証拠提出・証人尋問の発生による時間・費用の増大に対処するものと、狭くして、開示手続そのものに要する時間・費用の節約を図るものの双方が見られた。また、前者は2名の業務執行者間のデッドロックがすべて仲裁に付されるため、デッドロックが生じやすく、デッドロックが生じて

から他の手続（当事者間の交渉や調停等）を経ることがないため、仲裁開始前に他の手続実施による時間・費用が生じていない。これに対し後者は、ほとんどの経営上の意思決定は単純多数決で行われ、一部の重要事項のみ全員一致を求めており、デッドロックが生じた場合には複数の手続を経てから仲裁に付されることから、デッドロックが生じる可能性が低く、仲裁開始前に他の手続実施による時間・費用が生じている。以上より、(1) デッドロックが生じやすい場合には、証拠等の開示の範囲を広くして、不意打ち、不要な証拠提出・証人尋問の発生による時間・費用の増大に対処する必要がある、(2) デッドロックが生じてから仲裁手続開始までの間に複数の手続を経る場合には、証拠等の開示の範囲を狭くして、開示手続そのものに要する時間・費用の増大を防止する必要があるという結論が導かれそうであるが、(1) については、デッドロックの発生可能性と不意打ち、不要な証拠提出・証人尋問の発生可能性との間に相関関係があることが実証されなければならない。その点の実証については、今後の課題としたい。

以 上

（掲載誌：伏見亮太『ジョイントベンチャーにおける仲裁契約の検討—デッドロック解消策としての評価—』早稲田法学 100 巻 3 号（2025 年 9 月 1 日）521 頁-540 頁）

- （注） 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。